

○内閣府告示第七十号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、令和五年三月二十四日付けで同法第八条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

令和五年四月十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

- 一 区域計画の作成主体 つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

○内閣府告示第七十一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、令和五年三月二十四日付けで同法第八条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

令和五年四月十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

一 区域計画の作成主体 加賀市・茅野市・吉備中央町革新的事業連携型国家戦略特別区域会議

二 国家戦略特別区域の名称 加賀市・茅野市・吉備中央町 デジタル田園健康特区

三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略特別区域外国人創業活動

促進事業